

鳴門市学校給食センター調理・配送等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公告	令和4年11月15日（火）
参加表明書等提出期間	令和4年11月15日（火）～令和4年11月24日（木）
質問受付期間	令和4年11月15日（火）～令和4年11月21日（月）
最終回答日	令和4年11月22日（火）
提案資格確認結果通知	令和4年11月30日（水）まで
企画提案書等提出期間	令和4年12月1日（木）～令和4年12月20日（火）
ヒアリング実施予定日	令和4年12月下旬
審査結果通知予定日	令和5年1月上旬
契約締結	令和5年2月

1 業務概要

(1) 業務名

鳴門市学校給食センター調理・配送等業務委託（以下「本事業」という。）

(2) 業務委託の目的

本事業は、民間活力の導入により、学校給食のより効率的な運営を図るとともに、民間が有する食品衛生等に関するノウハウを活用することで、より安全で安心、おいしい学校給食の実現を目的とする。

現在の業務委託期間が令和5年3月に満了となることから、令和5年4月からの業務を委託するため、公募型プロポーザル方式による民間事業者の募集を行う。

(3) 業務委託内容

「鳴門市学校給食センター調理・配送等業務委託仕様書」のとおり。

(4) 業務委託期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

(5) 提案上限額（5年間の総額）

本事業に係る費用の上限は、735,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

(6) 担当部署

鳴門市教育委員会 学校給食センター
〒772-0042 鳴門市大津町備前島字松の本219
TEL：088-660-6331 FAX：088-660-6332
Mail：kyushoku@city.naruto.i-tokushima.jp

2 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、契約締結までの間に、次に掲げる要件の一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 次のア又はイに該当する者であること。
 - ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登録されている競争入札参加の有資格者で、営業品目に「U2（給食業務）」があること。
 - イ 上記アに該当しない者で、当該参加表明書等提出期間終了までに、別紙①に示す、物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。
- (3) 入札参加資格申請において、申請内容及び提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 1日2,500食以上の学校給食調理施設（センター方式・ドライ施設）での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務を行っている者。
- (9) 市との連絡及び調整が速やかに行えるように、四国内、岡山県、阪神圏・淡路島に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを本事業の実施日までに有している者であること。
- (10) 参加表明書の提出日までの過去5年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受ける等食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する事項について、書面等により適正な食品衛生対応の確認ができることを除く。
- (11) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (12) 仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。また法人格を有し、本事業を円滑に遂行できるように、安定的かつ健全な財政能力および経営状況を有していること。
- (13) 本事業の実施日までに、業務遂行に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること、若しくは、有する見込みがあること。

3 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本事業実施に関する事項に限ることとし、提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期間

令和4年11月15日(火)～令和4年11月21日(月)午後3時まで(必着)

(2) 提出先

1(6)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

質問書(Microsoft Wordにより作成し、様式は自由)により、持参、郵送又は電子メールで提出。(必ず着信の確認を行うこと。)

(4) 回答方法

令和4年11月22日(火)までに、鳴門市公式ウェブサイト上に掲載する。

4 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期間に参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和4年11月15日(火)～令和4年11月24日(木)午後3時まで(必着)

(2) 提出先

1(6)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出。(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数		
		原本	副本	電子媒体
① 参加表明書	様式1	1部	1部	1部
② 会社概要書	様式2	1部	10部	
③ 業務実績調書	様式3	1部	10部	
④ 貸借対照表及び損益計算書(直近2期分)	任意	1部	1部	
⑤ 国税の納税証明書	—	1部	不要	不要

※「2(2)イ」に該当する場合には、別紙①に記載の書類も併せて提出すること。

(5) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届(様式8)を提出すること。

5 参加資格の審査

参加表明者について、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

審査結果については、提案者宛に令和4年11月30日（水）までに通知する。

なお、本通知が令和4年12月1日（木）正午時点においても届かない場合は、必ず「1（6）に掲げる担当部署」に問い合わせること。

6 企画提案書等の提出

（1）提出期間

令和4年12月1日（木）～令和4年12月20日（火）午後3時まで（必着）

（2）提出先

1（6）に掲げる担当部署

（3）提出方法

持参又は郵送で提出。（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。）

（4）提出書類

提出書類	様式	提出部数		
		原本	副本	電子媒体
① 企画提案書（表紙）	様式4	1部	10部	1部
② 提案価格書	様式5	1部	10部	
③ 提案価格内訳書	様式6-1～ 様式6-2	1部	10部	
④ 企画提案書	様式7-1～ 様式7-7	1部	10部	

7 企画提案書等の審査

（1）審査及び評価項目

下表の評価項目について、「鳴門市学校給食センター調理・配送等業務に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、提出書類及びヒアリング内容に基づき、審査及び評価を行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、本市が審査会を実施できないと判断した場合には、提出書類のみの審査とする。

評価項目	配点	参照書類
業務実績	10	参加表明書提出時資料
企業理念	20	様式7-1
業務実施体制	25	様式7-2
危機管理体制	20	様式7-3
衛生管理体制	20	様式7-4
従事者配置	20	様式7-5
委託開始準備体制	20	様式7-6
市への支援体制	10	様式7-7
価格	15	様式5, 様式6-1、様式6-2
	計 160	

(2) 評価基準

	評価水準	評価比率 (評価点 = 配点 × 評価比率)
A	優れている	100%
B	AとCの中間程度	80%
C	標準	60%
D	CとEの中間程度	30%
E	劣る	0%

※「A～E」の5段階で評価し、配点に評価比率を乗じて、各項目の評価点を算出する。また、各項目及び各委員の評価点においては、小数点第1位以下を四捨五入する。

【価格に係る評価基準】

最低価格の提案者を15点満点とし、以下の算出方法で計算する。

$$15 \text{点} \times \frac{\text{提案者中の最低提案価格}}{\text{当該提案者の提案価格}}$$

(なお、小数点以下を切り捨て、整数の値とする。)

ただし、提案価格が、提案上限額を超える金額である場合は失格とする。

(3) ヒアリング

期日までに6(4)に掲げる企画提案書等を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施する。ヒアリング審査の実施概要は以下のとおり。

ア 実施予定日 令和4年12月下旬

※日時・場所については、後日、通知します。

イ 実施方法

- ・1者につき35分程度（準備5分以内、説明20分以内、質疑10分程度）を予定。
- ・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出された書類と同一内容に限り、パソコン・プロジェクター等を用いたプレゼンテーションを行うことも可能とする。
- ・必要な機材（パソコン等）は提案者が用意すること。
※スクリーン・プロジェクターは本市で用意することも可能。
- ・出席者は3名以内とする。
- ・ヒアリングの開始時間等は、企画提案書等を提出した提案者に別途通知を行う。

(4) 受託候補者の選定

基準（総得点の6割）を満たした上で、最終評価点の合計が最も高かった者を受託候補者とする。最終評価点の合計が同点であった場合は、審査会委員が一番高く評点をつけた評価項目の数により決定する。それも同数の場合は、審査会委員による多数決により決定する。

なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行い、基準（総得点の6割）を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。

選定結果については、提案者宛に速やかに通知する。

(5) 契約締結交渉

審査会において、受託候補者に選定された提案者と市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調となったときは、基準（総得点の6割）を満たした上で、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

(6) 結果の公表

審査会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後、鳴門市公式ウェブサイトにて以下の内容で公表する。

- ・業務名、審査会日時及び委員数
- ・提案者数
- ・受託候補者名
- ・審査結果（各項目点及び合計得点）

8 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。

- (3) 提案価格が、1 (5) に掲げる提案上限額を超過しているとき。
- (4) 企画提案書等の提出期限後に提案価格の金額を訂正したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) 本プロポーザル手続きの過程で、2の参加資格要件に抵触することが明らかとなったとき。
- (7) 正当な理由がなく、ヒアリング審査に出席しなかったとき。
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき。
 - ア 審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の参加者と応募内容又はその意図について相談を行うこと。
 - ウ 受託候補者選定終了までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- (9) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

9 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、企画提案書等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとする。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

10 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として参加者に不利益が生じても、本市はこの責を負わない。参加者において、配達記録郵便の利用等、必要な対策を講じること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類はいかなる理由であっても返却しない。
- (4) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。

ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録、保存等を行う。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに文書で通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはないものとする。

- (7) 本提案に係る提出書類は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れのある情報については、決定後の公開とする。
- (8) 仕様書は、事業者選定にあたり本事業に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議の上、内容を確認・変更するものとする。

11 問い合わせ先

鳴門市教育委員会 学校給食センター 担当：向井 直之

〒772-0042 鳴門市大津町備前島字松の本219

TEL：088-660-6331 FAX：088-660-6332

Mail：kyushoku@city.naruto.i-tokushima.jp